

范曄『後漢書』の伝来と『日本書紀』

池田 昌広

一 問題の所在

范曄（三九八―四四五）の撰した『後漢書』（以下、范書と略称）は、後漢一代の史事を叙した断代史である。今日、司馬遷『史記』と班固『漢書』とともに三史と称される。本稿は范書の本邦初伝の時期を推定しようとするものである。ただ、意図するところはこの一事につきるのではない。

『日本書紀』（以下、『書紀』と略称）のすくなくからざる部分が漢籍からの流用文であることは、よく知られる。この出典に范書をかぞえる説がある。該説にしたがえば、おそくとも『書紀』撰上の養老四年（七二〇）には范書が舶載されていたことになる。目下、范書舶載をみちびく最もふるい徴証という。しかし、『書紀』中の范書引用の認定は、すでに破綻のあきらかな『藝文類聚』利用説を前提にしている。前提がほぼくずれたことにより、該説の是非はあらためて検討されなければならぬ。本稿はこれを果たしたく、紙幅の大半を『書紀』における范書利用説の検証についてやすはずである。范書の初伝時期を推定する作業は、実のところ、舶載の最古の徴証という『書紀』における范書引用の是非をさだめることである。

范書引用の如何は、すくなくとも、『書紀』に関する二つの問題に波及すること大である。それは、第一に『書紀』の潤

色に利用された類書の問題、第二に『書紀』の名義問題である。実は本稿の主要な目的も両問題の解明への寄与にある。まずはこのあたりから述べ、本稿の問題意識のありかを整理しておこう。⁽¹⁾

第一、類書問題との関わりから。小島憲之は『書紀』の潤色作業での『藝文類聚』の類用をみとめ、『藝文類聚』に見当たらず間接引用に解せない漢籍典拠の文を漢籍原典からの直接引用に解した。范書の引用も小島によって、その出典論の一環としてとなえられた。小島は、范書と明らかな対応をしめす『書紀』の文章を多数見出し、これらが『藝文類聚』に条録されていないことから范書の引用を間接ではなく直接と解釈した。⁽²⁾ 少数の例外をのぞいて目下これといった批判をきかない。⁽³⁾

拙稿Ⅳで述べたように、たとえば『書紀』冒頭部分の出典が『藝文類聚』でありえないことが明白であることを一証として、小島の『藝文類聚』説はすでに成り立ちがたく、その時点で范書の直接引用説は再検討をせまられる。ただ『藝文類聚』説を克服したはずの『修文殿御覽』利用説さえも、小島の挙示した諸例のすくなくからざる文を、なお范書の直接利用に解さねば矛盾を生じてしまう。范書の利用という点のみいえば、『修文殿御覽』説は『藝文類聚』説とつまるどころ同案といわざるをえない。范書引用の有無は『修文殿御覽』説の是非を判定するうえでも有用である。⁽⁴⁾

第二、書名問題との関わりから。周知のとおり『書紀』の名義については長い論争の歴史がある。わたしもその概略をば拙稿Ⅰで整理した。そこで本説にわけた、「日本書」を原題にみとめる論者たちが特に援用する「師説」がある。『釈日本紀』巻一「開題」所引「日本書紀私記」にのこる「師説」だ。

「師説」は、范曄が范書を撰したとき「帝王事」（おそらく本紀にあたる）を「書紀」と称したむねを述べ、「日本書紀」が范書の用法にならった名義だという。現存する范書諸本中に「後漢書紀」と題するテキストは見当たらないが、過去、内題を「後漢書紀」に作った異本が伝わっていたようだ。「師説」を援用する本説論者は、これをもって「師説」は空論でなく明白な論拠を有するとして「日本書」原題説を主張するのである。

b 説の不備は拙稿 I で指摘したが、「師説」の有効性を判断するうえで范書引用の有無は有効だ。かりに『書紀』撰上當時に范書が未舶載とすれば、「師説」のいう范書に做った命名という推測は、『書紀』完成ののち范書舶載後には当てはめうるけれど、原題の如何とは接点をうしなう。

以上、范書初伝の如何が『書紀』に関する二つの問題に波及することを見た。これで本稿の意図は理解されたと思う。それでは史料の分析にはいるとしよう。

二 『書紀』の出典と避諱

范書が本邦の記録にあらわれるのは、確実な例では左記の『統日本紀』神護景雲三年（七六九）十月甲辰条が最もはやい。⁽⁵⁾

大宰府言、此府人物殷繁、天下之一都会也、子弟之徒、学者稍衆、而府庫但蓄五経、未有三史正本、沙獵之人、其道不広、伏乞、列代諸史、各給一本、伝習管内、以興学業。詔賜史記・漢書・後漢書・三国志・晋書各一部。

「後漢書」を名のる書は後述のとおり複数あるけれど、これは三史のうちの一書であり、『日本国見在書目録』に著録する「後漢書」は范書のみだから、みぎの「後漢書」は范書にちがいない。七六九年当時、范書がすでに本邦につたわっていたと知られる。もう一つ注目すべきは、三史のうちに『東観漢記』でなく范書をかぞえる点である。三史といったばあい、ふくは『史記』『漢書』『東観漢記』の三書を指した。しかし、みぎの記事は『東観漢記』に代って范書をくわえるあたらしい学説によっている。⁽⁶⁾

さて、范書舶載をしめす徴証はいつまでさかのぼるのか。ここで『書紀』の出典が問題になる。『書紀』述作における范書の直接利用を主張するのは小島憲之である。小島のあげる『書紀』と范書との類似した文章は多数にのぼるが、これを検

した東野治之はそのなかから現行范書が「人」に作るところを『書紀』が「民」に作っている二例を見出した^⑦。まず該当文をひだりにかかげる。

A 是時、天下安平、民無徭役、歲比登稔、百姓殷富、稻斛銀錢一文、牛馬被野。

(顯宗紀、二年十月)

A' 是歲、天下安平、人無徭役、歲比登稔、百姓殷富、粟斛三十、牛羊被野。

(范書卷二、明帝紀、永平十二年)

B 車駕還宮、每所到行、輒會郡県吏民、務勞賜作樂。

(持統紀、六年三月乙酉)

B' 每所到幸、輒會郡県吏人、勞賜作樂。……十二月丁亥、車駕還宮。

(范書卷三、章帝紀、建初七年十月癸丑)

文章の類似は瞭然で、A B と、A' B' とにはなにかの関係のあることが明らかである。ただ『書紀』が、「人」を「民」に改易する必要のない箇所、「民」に作っている事実をどう解釈するか^⑧。東野は、『書紀』述作者の参照した漢籍鈔本が唐太宗の諱「世民」の「民」を避諱していないテキストであったと論じた。出典たる漢籍鈔本が当該部分をそもそも「民」に作っており、『書紀』はその用字を写したに過ぎないというわけだ。

東野の解釈は、結論からいえば妥当に思われる^⑨。唐鈔本を底本に宋刊本が上木されたばあい、「世」「民」といった唐諱を元字におし宋の避諱字をあらたに避けるのが普通だ。ただ、元字の復元はかならずしも嚴格ではなかったようで、A' B' も唐諱の代字を見のがし元字の復元が果たされなかった例と思われる。

唐代における「世」「民」両字の避諱の法的規定およびその実情については拙稿Ⅱで述べた。詳細はそちらの記述にゆずり、本稿の行論に必要な情報のみ簡略に記しておくでしょう。

唐初にあつては、「世」「民」両字がつらなり「世民」となるばあいのみ避け、「世」あるいは「民」単字の表記は避諱の対象にならなかった。「世」「民」単字を避諱するようになるのは高宗朝にはじまる。中村裕一によれば、「世」「民」単字が避諱されるのは顯慶二年(六五七)十二月以降である^⑩。中村は、『旧唐書』卷四、高宗紀、顯慶二年十二月庚午条「改昏葉宮」を王鳴盛にしたがつて「改昏葉字」のあやまりに解し、該詔が「改民世字」の内容をふくむと解釈する。墓誌銘等の調

査からも、唐初より顕慶二年まで頻用された「世」字が顕慶三年以降にみられなくなり、内部に「民」字をふくむ「昏」字も顕慶三年以降はこれに代わって「昏」字がつかわれるようになることを確認する。

A Bをしるすにあたって『書紀』の述作者の手にした漢籍鈔本が「民」を避諱しない本であれば、該本は顕慶二年十二月以前の鈔写であったと考えられる。実はこのことが、A Bの出典が范書であったとする説に疑団をいだかせるのである。

『書紀』の潤色に「民」を避諱しない范書が直接参照されたとすれば、その范書は有名な李賢の施注以前の本であったことになる。陳垣が「章懷注後漢書、避太宗諱、民字皆改為人」というように、李賢が范書に注をほどこしたのは顕慶二年の約二十年のちであり、太宗の諱をさけ「民」字の代わりに「人」字をもって筆録していたはずだからである。¹²しかし、李注以前の范書の舶載は、はなはだ疑問といわねばならない。

今日、三史のメンバーは、『史記』『漢書』に范書の三書である。ただ、これは比較的あたらしい説で、ふるくは范書の代わりに『東觀漢記』をかぞえるのが通例であった。¹³たとえば、顕慶元年（六五六）に成った『隋書』経籍志の「正史」小序で『史記』『漢書』について解説される後漢書は、范書ではなく『東觀漢記』である。范書が『東觀漢記』に代わって三史の一角を占めるに最も効力のあったのは、ほかでもない李賢らのくわえた注釈の存在と思われる。このあたりの事情を『四庫全書総目』は、

晋時以此書与史記・漢書為三史、人多習之。故六朝及初唐人隸事積書、類多徵引。自唐章懷太子集諸儒註范書、盛行於代、此書遂微。
（卷五十、史部、別史類『東觀漢記』条）

と述べる。ほぼ正鵠をえた解説に思われる。李賢の加注が范書流行の最大の要因であったこと、ほぼ定見であろう。反対に、李注以前の范書通行の限定が推測される。范書の通行が低調と思しい時期、該書の本邦舶載は蓋然性がひくいといわねばならない。¹⁴ただし、いうまでもなく顕慶二年十二月以前にも漢土との交渉はあったわけで、理屈のうえでは「民」を避諱しない時期の范書鈔本が将来された可能性は消滅しない。また、ややこしいことに、李賢の施注よりふるい時期の『東觀漢

『記』の不評、それを承けてだろう。范書の好評をつたえる記事がすくなくない。

後漢から六朝時代、多数の後漢書が撰述された。そのうち最もはやい成書であり、初唐まで第一に権威のある後漢書にみとめられて来たのが『東観漢記』だ。光武帝から靈帝の時代までを叙した紀伝体の史籍である。范書流行の認定を困難にしているのは、三史の一でありながら種々の難を指摘されるこの書の不評ぶりである。¹⁵『東観漢記』への不満の表明は、すでに同時代たる後漢の世にあらわれていた。その成ったのちに幾度も後漢書の撰述がこころみられたのは、該書の缺点是正し全き後漢書を編むためであった。

『東観漢記』の不評は范書の流行に有利に作用したであろう。『隋書』経籍志を閲するに、劉宋に成った范書には六朝期の注釈が各種あるのに、後漢末に成った『東観漢記』には一家の注釈もない。また、劉知幾は范書の論贊にからい採点をしたが、『文選』はその史論部などに都合五篇を引いていて六朝時代に范書の論贊、おそらくその文章が高い評価をえていたと知られる。貞観五年（六三一）に成った『群書治要』は六種の史籍からの抄文を録する。ここで後漢史事の抄出は、もっぱら范書によっている。李賢加注の四十年餘りまえに、勅命によって編まれた書が『東観漢記』でなく范書をえらんで引用しているのである。編纂を命じた太宗の好みもあったかもしれないが、これは李注以前に范書が一定の評価をえていたことの証に思われる。¹⁶李賢の施注もこのような范書の好評を承けなされたと考えるのが自然だ。

しかし、これをもって李注以前に范書が『東観漢記』以上の権威をえていたと断ずるのは危険である。今日の三史の構成から両書の地位が、おそらく唐代に逆転しただろうと推測できるけれど、その時期の認定には慎重であるべきだ。むしろ、上掲『四庫全書総目』のしめした大勢はうごかない。ただ、注意すべきは李賢そのひとの失脚である。李賢は調露二年（六八〇）庶人におとされ、父高宗が崩じた翌年文明元年（六八四）母たる則天武后の命により自殺させられた。李賢の名譽が恢復されたのは武后が歿したのち、睿宗の即位した唐隆元年（七一〇）のことである。名譽恢復以前、李注のあることは范書の流行にとって足かせになったであろう。では、三史の第三のメンバーが『東観漢記』から范書に交替した時期はい

つか。それを示唆すると思しき記述が『唐六典』にある。

『唐六典』の吏部尚書(卷二)と礼部尚書(卷四)と、両条ひとしく弘文館・崇文館の教科として『史記』『漢書』『三國志』とともに『東觀漢記』をあげる。しかるに同書の門下省弘文館学士の条(卷八)には、この四書のうちただ『東觀漢記』のみがはづされ替わって范書がくわえられている。不一致の生じたわけを神田喜一郎は、『唐六典』の成った開元年間(713-741)に『東觀漢記』に代って范書がようやく重んぜられるようになり科目の変更がなされたためと説明した¹⁷⁾。妥当な解釈といふべきである。左記の『唐六典』各条に「三史」の文字はないが、范書の三史への昇格はまずは玄宗朝にはじまると解されよう。玄宗の時代は李賢の名譽恢復直後にあたり、その意味でもみぎの想定は無理がない。玄宗朝以降、三史に格づけられたと思われる范書が、有唐を通じて「民」を避諱した本であつたろうことはいうまでもない。

ひるがえって、目を本邦での范書に移せば、平安時代におこなわれた范書も「世」「民」を避けたテキストであつた。大江以言(九五五—一〇一〇)は、一条朝期の代表的詩人の一人として知られる。『本朝文粹』卷九におさめられた以言の「冬日於飛香舎聽第一皇子初読御注孝經応教」詩序に「漢代祖之有鼎嗣、慙囊史於十歳之塵」とある。「鼎嗣」とは後漢の明帝であり「代祖」とはその父・光武帝であるから、以言のころ「世祖」を「代祖」と記していたと分かる¹⁸⁾。問題は以言が直接范書によつたか類書等の第二次編纂物によつたかである。これについて、以言よりややのちの大江匡房(一〇四一—一一一一)が興味ぶかい発言をしている。匡房の談話を記録した『江談抄』卷六、「和帝景帝元武紀等有読消処事」に、

又後漢書光武紀、代祖光武皇帝代字、可読世音之云々。予案之尤有理、而俗人無読此音之者。雖普通事不知之歟。

とある。匡房は光武紀「代祖」の「代」をセイに発音することをいっている。これは要するに、匡房在世当時におこなわれていた范書のテキストが太宗の諱を避け「世祖」を「代祖」に改字したにすぎないから、このばあい「代」をセイによむことを「尤有理」と評しているのである。匡房は「普通事」というからには避諱のさだめを知悉しての言だろう。「代祖」に作る該本が遣唐使によって将来された唐鈔本を祖本にもつこと、まずまちがいない¹⁹⁾。匡房は藤原師通に范書を講授し、范書

に典拠する故事にも通暁していたようで、みぎに引いた『江談抄』の記事は匡房ならではといえる。これをふまえれば以言が、「世」を避諱した范書に直接よつたと考えるのはみやすい道理である。⁽²⁰⁾

具平親王『弘決外典鈔』（正暦二年・九九一自序）には范書からの引用が諸処にみられる。注目すべきは「年代略記」の「後漢光武名秀」に附された双行注である。そこには「高祖九代之孫也」とある。これに應じる表現が范書の光武紀にあつて、現行范書は「高祖九世之孫也」に作る。これは具平の手にした漢籍が「世」を避諱したテキストであつたからだ。具平の抄出は類書等を介してか否か。『弘決外典鈔』出典の悉皆調査を果たしていないので、にわかに断をくだしがたいけれど、当時の范書が講書の対象になつていた事実や以言の詩序を考慮すれば、范書からの直接引用の可能性がたかい。

みぎの諸例は「世」を避諱した范書であるけれど、反対に唐諱を避けない范書の伝来利用をいう上代文献の存在を聞かない。例外になりうるとすれば、上引の『書紀』文A Bだけである。

われわれはこの文献的狀況を矛盾なく説明しなければならない。漢土にあつては、范書の盛行が李賢施注以後、より限定すれば李賢の名譽恢復の成つたのち玄宗朝以降であつたろうこと、それらがおよそ「世」「民」を避諱しただつたこと、本邦にあつては、平安時代通行の范書が「世」「民」を避諱した本であつたこと、これら諸条件を承ければさきのA Bの出典はどう考えるのが妥当か。

ここでわれわれが想起すべきは、范書の直接利用説が、すでに破綻のあきらかな『藝文類聚』説を前提にしていることだ。『藝文類聚』説が成り立たない今、范書の直接利用説は実証が果たされていない仮説にすぎず、われわれはA Bを積極的に范書によつたと見なす必要はまったくくない。

さきの諸条件を無理なく解釈するには、A Bの出典を范書の文章に相似した第三の書にもとめるのが穏当だ。范書盛行以前に該書の舶載を認定するには明白な証拠が要る。はじめもたらされた范書のテキストには、その地位が安定してのちの鈔本、つまり開元年間以降に鈔写された本を想定するのが穏当である。それは平安時代におこなわれた范書の祖本であつた

ろう。

さて、ことはABという局処に止まらないはずである。ABの出典が范書でないとすれば、『書紀』全書にわたって范書の利用と思われる部分についても考え直さなければならなくなるからだ。ABという部分と『書紀』の全体との潤色状況がつねに整合性を保つ解法こそ正解なのであって、ABが特例ということにはならない。

三 范書と『東観漢記』

前章の検討から、『書紀』の范書直接利用説へ疑義を呈する緒をえた。しかし、小島のあげた『書紀』と范書との多数の相似例は当然無視できない。范書から直に引かないとすれば、『書紀』の出典の候補として、范書によく似た文章をもつ他書または范書の文を抄録した類書が想定できる。

後漢史をつづった史籍として、范書と晋・袁宏『後漢紀』との二書が現存するのみだが、それ以外にも多数の後漢書が著されていた。いわゆる「九家後漢書」といわれる紀伝体の後漢書と編年体の晋・張璠『後漢紀』とがそれである。これらのうち范書はもつとも後発の史籍であり、その成書は後漢の滅亡から二百年以上を経過してのことであった。そのため范曄が後漢書を編むにあたっては、あらたに追加すべき史実の発見はほとんど望めなかっただろうし、文章それ自体さえも先行する各後漢書から強い制約をうけたであろう。事実、范書の撰述は官撰の『東観漢記』を主材料にしたことが知られ、両書のあいだには類似する表現がおおい。⁽²²⁾

范書と『東観漢記』との文章を比較した研究には、呉樹平のものがある。⁽²³⁾ 呉は、今日最も備わった『東観漢記』の輯本たる『東観漢記校注』上下（中州古籍出版社、一九八七年）を編んだ学者で、当該問題を論ずるには適任である。以下、呉にみちびかれ両書の文章を比較検討するとしよう。

類書等にのこされた佚文から判断するに、『東觀漢記』の記述は范書および諸家の後漢書にくらべ情報量がおおい⁽²⁴⁾。それは『東觀漢記』編纂時に利用しえた原史料の量的豊富および記述の詳密などの反映と考えられる。ただそのことが『東觀漢記』の缺点たる記述の煩雑を生んだ。『東觀漢記』に後続する各後漢書を撰した諸学家は、この記述の煩瑣を是正することに注意をおいたのであり、そのため范書をふくむ諸家の後漢書の表現は、『東觀漢記』にくらべ総じて簡潔の傾向にある⁽²⁵⁾。『東觀漢記』佚文のうち比較的長いのは光武紀のそれである。これを范書の光武紀と比較すれば、『東觀漢記』の文字量は范書の実に三倍に推定されるらしい⁽²⁶⁾。范曄の「刪煩」ぶり推して知るべし。ただし、范書の表現が『東觀漢記』に依拠していることには変わりなく、共通する修辭が多数見られることもまた事実である⁽²⁷⁾。

諸家後漢書が『東觀漢記』より主な材をとっていたこと、おおくの証言がある。『史通』曲筆篇は「中興之史、出自東觀」とい、『文心雕龍』史伝篇には「後漢紀伝、発源東觀」とある。范書も例外ではない。范書の撰述について、『史通』古今正史篇に「至宋宣城太守范曄、乃広集学徒、窮覽旧籍、刪煩補略、作後漢書」とあり、『宋書』卷六十九、范曄伝も「乃刪衆家後漢書、為一家之作」とほぼおなじことをいう。ただ「衆家後漢書」を平等にあつかい「刪煩補略」したわけではなく、主に原史料をおおく保つ『東觀漢記』によっていたことは、呉の研究によってもあきらかだ⁽²⁸⁾。また、范書列伝四十、孝明八王伝の冒頭「餘七王、本書不載母氏」に附された李賢注が「本書謂東觀記也」といつているのは、范書の主材料が『東觀漢記』であったことの証左である。

范書が『東觀漢記』と上述の関係にあることは、『書紀』の出典をさだめるうえで看過できない。一見して范書からの引用に思われた文章が、実は『東觀漢記』に典拠するかもしれないからだ。『東觀漢記』が『書紀』の出典たる可能性は小島も考慮していて、両書の比較をし類似の文章数条をひろっている⁽²⁹⁾。ただし、その解釈には問題がおおい。たとえば、応神紀の即位前紀にある左記の文

幼而聰達、玄監深遠、動容進止、聖表有異焉。

について、相似する『東觀漢記』章帝紀のつぎの文章を引く。

幼而聡達才敏、多識世事、動容進止、聖表有異。

両文の類似は指摘しうるが、章帝紀の「動容進止」以下が『北堂書鈔』卷八、帝王部八、威儀に引載されていることを理由に、『書紀』が直には、『東觀漢記』によらなかつたと解した。わたしも後述するように『東觀漢記』の直接利用には懐疑的でその点は小島に賛同するが、その論拠が適切でない。『北堂書鈔』参照の可能性は、『書紀』全書の潤色との整合性から、小島自身によってすでに否定されているからである。⁽³⁰⁾

また、神功皇后紀の撰政前紀「幼而聡明叡智、貌容壯麗」と仁徳紀の即位前紀「幼而聡明叡智、貌容美麗」とについて。両者はほぼ同文であり、相似の表現が『東觀漢記』明帝紀にある。小島はこれを引例したうえで、直接の出典を『藝文類聚』所引『東觀漢記』にもとめている（卷十二、帝王部二、漢明帝）。しかし『藝文類聚』説はすでに破綻があきらかで、小島の理解には修正が必要である。

前掲Aの出典についても、小島は范書とは別に『東觀漢記』から相似の表現をぬいている。『東觀漢記』明帝紀のつぎの文章である。

A³¹是時天下安平、人無徭役、歲比登稔、百姓殷富、粟斛三十、牛羊被野。

A³¹とA³²とを比較して、A³¹のほうがややAにちかいことを小島はみとめる。A³¹はさきに引いた「幼而聡明叡智、貌容壯麗」のしばらくあとにあらわれる文章である。『藝文類聚』では省略されており同書からの孫引きに解せない。そこで小島は、『東觀漢記』のほうがより類似しているが、その類似は范書出典の可能性をしりぞけるほどではなく、つまるところ范書を出典にみとめるようである。しかし、『太平御覽』卷九十一、皇王部十六、顕宗孝明皇帝に引かれた『東觀漢記』明帝紀佚文にはA³²をふくむ文章があつて、これのゆえに明帝紀A³²の復元がかなつたのである。A³²が『藝文類聚』になく『太平御覽』に見えることは、『書紀』の述作者が『太平御覽』の藍本系類書を参照した証左である。⁽³²⁾

小島の解釈を通覧するに、『東觀漢記』と『書紀』との比較は一貫性を缺くといわねばならない。ときに『北堂書鈔』からの孫引きを示唆し、ときに『藝文類聚』からの孫引きを示唆し、ときに范書からの引用に解する一貫性のない判断は、悔やまれる軽挙であった。

現行『東觀漢記』の輯本という特性についても、小島の配慮は不充分といわねばならない。いうまでもなく『東觀漢記』は佚書であり、われわれの見ることができるのは類書などに保たれた佚文である。注意すべきは、これら佚文じたいが節略文である可能性をつねにもっていることだ。『書紀』・范書・『東觀漢記』三書の文章を比較するうえで、この点は十分配慮されなければならない。それがよくわかる例をあげよう。『書紀』允恭紀につきのごとくある。

群臣再拜言、夫帝位不可以久曠、天命不可以謙距。今大王留時逆衆、不正号位、臣等恐、百姓絶望也。

(允恭紀、即位前紀)

顯宗紀にもこれと同文をふくんだ左記の記事がある。

吾聞、天皇不可以久曠、天命不可以謙距、大王以社稷為計、百姓為心。

(顯宗紀、即位前紀)

雄朝津間稚子宿禰尊(允恭)と弘計王(顯宗)とは、ともに即位を懇願されながらなかなか承諾しなかつた人物として『書紀』にはえがかれている。二人の人格者たることを強調した『書紀』の演出であろう。みぎに引いた二条は、天皇位に就くことを辞退するおのおのに対し即位をうながす臣下また兄王の発言中にあらわれる。小島によれば、両条は范書の光武紀に出典をもつ文章である。³³ それをつぎに引いておく。『東觀漢記』との比較のため、すこし長いけれど「至中山」から「改鄣為高邑」までを一部省略して引く。

至中山、諸將復上奏曰、漢遭王莽、宗廟廢絶、豪傑憤怒、兆人塗炭。王与伯升首举義兵、更始因其資以抛帝位、而不能奉承大統、敗乱綱紀、盜賊日多、群生危蹙。大王初征昆陽、後拔邯鄲、北州弭定、参分天下而有其二、跨州抛土、带甲百万。言武力則莫之敢抗、論文德則無所与辞。臣聞、帝王不可以久曠、天命不可以謙距、惟大王以社稷為計、万姓

為心。光武又不聽。行到南平棘、諸將復固請之。光武曰、寇賊未平、四面受敵、何遽欲正号位乎、諸將且出。耿純進曰、天下士大夫捐親戚、弃土壤、從大王於矢石之間者、其計固望其攀竜鱗、附鳳翼、以成其所志耳。今功業即定、天人亦応、而大王留時逆衆、不正号位、純恐、士大夫望絶計窮、則有去帰之思、無為久自苦也。大衆一散、難可復合。時不可留、衆不可逆。純言甚誠切、光武深感曰、吾將思之。行至鄗、光武先在長安時同舍彊華自関中奉赤伏符曰、劉秀發兵捕不道、四夷雲集竜鬪野、四七之際火為主。群臣因復奏曰、受命之符、人応為大、万里合信、不議同情、周之白魚、曷足比焉。今上無天子、海内淆乱、符瑞之応、昭然著聞、宜荅天神、以塞群望。光武於是命有司設壇場於鄗南千秋亭五成陌。六月己未、即皇帝位。燔燎告天、禋于六宗、望於群神。其祝文曰、……於是建元為建武、大赦天下、改鄗為高邑。

(光武紀、上)

允恭紀・顯宗紀と范書光武紀とのあいだには無視しえない修辭の一致がある。光武紀引用条は、帝位につくを肯んじない劉秀にむけた臣下の即位嘆願のことばである。修辭の一致以外にも、允恭紀・顯宗紀とは類似の文脈に配された文といえる。范書該文をのぞいて、現存する漢籍中に『書紀』兩条の出典として適当な文章を見出せない。『華林遍略』の条文をすくなくならず保存しているはずの『太平御覽』『藝文類聚』にも出典にふさわしい文はない。

『太平御覽』卷九十、皇王部十五、後漢世祖光武皇帝には、『東觀漢記』を主として范書以前の種々の後漢書から、光武帝に關聯する記事をぬきだし条録している。そのうちに『東觀漢記』光武紀の佚文と推される長文があり、さきに引いた「至中山」から「改鄗為高邑」までの范書の記事に対応すると思しい部分をふくんでいる。そこにはつぎのごとくある。

東觀漢記曰、……至中山、諸將復請上尊号、^①、初王莽時、上与伯升及姉婿鄧晨・穰人蔡少公燕語、少公道讖言劉秀当為天子、或曰是国師劉子駿也。上戲言曰、何知非僕耶、坐者皆大笑。時伝聞不見赤伏符文軍中所、上未信、到鄗、上所与在長安同舍諸生彊華自長安奉赤伏符詣鄗、与上会。群臣復固請、^②、乃命有司設壇于鄗南千秋亭^③、六月己未、即皇帝位、^④、改元為建武、^⑤。

范書の記述にくらべ非常にみじかい。范書が『東觀漢記』を「刪煩」して成ったのが嘘のようである。『太平御覽』の藍本たる『修文殿御覽』が『華林遍略』所引『東觀漢記』を条録する際にかに大量の節略をなしたか、みぎの比較からも推知される。

さて、前引范書にそなわる允恭・顯宗兩紀引用条の出典にふさわしい修辭は、みぎの『太平御覽』の引く『東觀漢記』の文章には見出せない。『藝文類聚』卷十二、帝王部二、後漢光武帝も右引した『東觀漢記』にはほぼ同文をおさめるが、『太平御覽』の文章と大差なくやはり出典にふさわしい修辭は見あたらない。

この状況だけを見れば、允恭・顯宗兩紀引用条の出典を范書の光武紀に断定しがちだけれど、『太平御覽』の引用文にはたくさん節略文が隠されていることを忘れてはならない。上引『東觀漢記』光武紀佚文にくわえた①から⑤は、『東觀漢記校注』が他書にのこる同書同紀の佚文を博搜し復元文を挿入した箇所である。しかし復元には限界があつて、挿入後も范書にくらべ非常に短文であることに変わりはない。『東觀漢記』のオリジナルは佚文に数倍する長さであつたろうと推定される。

允恭・顯宗兩紀引用条に対応する『東觀漢記』の文章は、①にあつたと思われる。『東觀漢記校注』は、左記『文選』卷三十七、劉琨「勸進表」への李善注所引『東觀漢記』（二条）、

a 東觀漢記、群臣上奏世祖曰、大王社稷為計、万姓為心。

b 東觀漢記、諸將上奏世祖曰、帝王不可以久曠。

および、同書卷四十九、干宝「晋紀總論」に李善が注するなかに、

c 東觀漢記、耿純説上曰、天時人事、已可知矣。

とあるのを合成して①に挿入している。復元した文をその前後をふくめひだりにかかげる。

至中山、諸將復請上尊号、曰、帝王不可以久曠、大王社稷為計、万姓為心。耿純説上曰、天時人事、已可知矣。初王莽

時……

a b cの挿入箇所判断は范書を参照したのだろう。注目すべきは、允恭・顕宗両紀に類似する文があらわれたことだ。それでも范書ほどの一致を見ないのは、『東観漢記』のオリジナルに起因するというより、脱落部分がおあっていまだ全き復元に至らないからと考えるべきだ。たとえば「天命不可以謙距」の文が范書にあるように『東観漢記』にもあったはずで、そうでなければ『東観漢記』に主なる材をとった范書が「天命不可以謙距」と記述できるはずはないのである。類書等にのこる『東観漢記』佚文と范書とを単純に比較するのみでは結論をあやまる。

『東観漢記』の復元にはどうしても限界があつて、それにともない該書と『書紀』および范書との三書の比較も十全にはおこなえない。ただ、范書にみられる文章の過半はまず『東観漢記』の文章にもとづくはずで、『書紀』と范書との相似は同時に『東観漢記』との類似もしめしている可能性がおおきい。これと前章で述べたA Bの出典が唐諱を避けていないことを勘案すれば、状況的に『書紀』の出典として『東観漢記』は范書以上にふさわしいといえる。

これまで范書からの引用と見られてきた文章が『東観漢記』の文と相似の関係にあれば、『書紀』述作者は『東観漢記』から直接引用をなしたとも考えられる。しかしその可能性はひくい。目下知られる『書紀』范書および『東観漢記』の類似文を検討するに、『東観漢記』の引用にみえた文は類書、それも『修文殿御覽』ではなく『華林遍略』からの孫引きに解するのが穏当に思われる。天武紀の文章を例にそのことを述べよう。

- ・ 旗幟蔽野、埃塵連天、鉦鼓之声聞數十里。列弩乱発、矢下如雨。
(天武紀元年七月辛亥条)
- ・ 旗幟蔽野、埃塵連天、鉦鼓之声聞數百里。³⁴⁾或為地道、衝軻撞城、積弩乱発、矢下如雨、城中負戸而汲。
(范書光武紀)
- ・ 旗幟蔽野、塵煙連雲、³⁵⁾金鼓之声數十里。或為地突、或為衝車撞城、積弩射城中、矢下如雨、城中負戸而汲。

(『東観漢記』光武紀)

みぎに引いたのは、『書紀』の天武紀元年条、その出典に擬される范書と『東観漢記』との各光武紀である。范書の記述

が『東観漢記』に似るのは当然だが、『書紀』により、類似するのはいづれか。『書紀』の出典としては范書の方がすぐれている。『東観漢記』がおとるのは、類書による節略という次元ではなく、このばあい局部の修辭の差異によるわけで、やはり范書の優勢はうごかない。しかし、『書紀』述作者は范書を参照していないと考えるべきなので、この范書の文章は類書から孫引きされたと解釈するほかない。³⁶『東観漢記』を直接参照していたとすれば、該書にほとんど同文があるのに、わざわざ類書所引范書から引用をなすのは不自然である。この状況を合理的に説明するには、『東観漢記』光武紀も范書光武紀もともに引載している類書からすべての引用がなされたと解するほかない。ここに『東観漢記』直接引用説はしりぞけられ、『東観漢記』の引用は間接的であつたと判断される。

ただ范書該条は『藝文類聚』に引かれず、『太平御覽』卷二百八十三、兵部十四、機略二と同書卷三百三十六、兵部六十七、攻具上とに引かれるだけである。前者は引用書名の記載に混乱があるようだが范書のものと思われ、後者は「衝軻撞城」までを録して范書とは限らないが「後漢書曰」と典拠を明記する。注目すべきは范書該条が『太平御覽』卷九十、皇王部にみえないことだ。

『太平御覽』卷九十では「旗幟蔽野」云々の話柄は『東観漢記』の引用文のみあつて、右引の『東観漢記』光武紀はまさにその部分である。「旗幟蔽野」云々の范書の記事が『太平御覽』の兵部に引載され皇王部にない状況は、その藍本たる『修文殿御覽』の引載状況を反映しているはずだ。『修文殿御覽』皇王部には范書該条の引用はなかったと考えられる。『書紀』述作者の参照した類書を仮に『修文殿御覽』とするならば、「旗幟蔽野」云々の記事を兵部にて探し当てたことになる。当時の書籍はおよそ卷子本で閲覧に不便であつて、記事の検索も篇目名が唯一の手がかりであつた。兵部の篇目から該文の存在を豫想するのは困難であろう。『書紀』の述作者はやはり皇王部に引載された范書該条をみたと推するのが理に合う。『修文殿御覽』は『華林遍略』を半分に縮約した書だから、『華林遍略』皇王部にはより豊富な光武帝に関わる記事が収載されていたと推定される。范書該条（あるいは、ほかの後漢書の光武紀であつてもよいが）も、『華林遍略』皇王部には

引用されていたのではなからうか。天武紀に「旗幟蔽野」以下の文章を記するには、『華林遍略』皇王部を利用したと想定するのが最も無理がない。

引載文が長い傾向にあつたらしい『華林遍略』においては、『東觀漢記』ほかを引用するにあたつてもほとんど節略せず原典にひとしい文章を引いていたと思われる。さきに述べた允恭・顕宗両紀の出典についても、『華林遍略』所引『東觀漢記』光武紀は、「天命不可以謙距」を備えたオリジナルにちかい文を保っていたはずだ。⁽³⁷⁾

前章と本章とで、従来范書からの引用に解された文は、類書所引『東觀漢記』ほかからの引用によみかえが可能であることを説いた。類書は複数の書籍からの抄文を列挙した編纂物であるから、出典原典が『東觀漢記』か范書かといった区別は不要である。このよみかえが正鵠をえているか否かの判断にはさらなる調査が必要であるけれど、范書の直接引用説にくらべ蓋然性ははるかに高いと思われる。またその類書に『華林遍略』を擬したけれど、拙稿ⅢおよびⅣの考証とあわせ考えれば首肯される結論と考える。

四 范書の初伝時期

以上わたしは、『書紀』述作者が范書を直接参照せず、范書からの引用に見える文は『華林遍略』からの孫引きであったと主張した。『書紀』が范書をじかに引いていないことは、そのまま『書紀』撰上時までの范書未舶載を意味しないとしても、舶載の徴証は皆無になった。では、范書の初伝はいつに推定しうるか。

『日本国見在書目録』正史家は「東觀漢記百四十三卷」を著録し、これに左記の双行注を附する。

右隋書経籍志所載数也。而件漢記、吉備大臣所将来也。其目錄注云「此書凡二本。一本百廿七卷、与集賢院見在書合」⁽³⁸⁾

一本百四十一卷、与見書不合。又得零落四卷、又与両本目錄不合。真備在唐国多处营求、竟不得其具本。故且随写得如

件。」今本朝見在百卅二卷。

該文は吉備真備の漢籍舶載に論究する際、しばしば引かれる記事である。「」のうちが真備の将来目録の注文であろう。真備は二組の『東觀漢記』およびその零巻をもちかえったようだ。かれは二度唐にわたっているが、「在唐国多处営求」の表現から、該書の蒐集は長期にわたった初回の在唐時のことと思われる。文意のとりがたいところがあるけれど、真備が唐にあつて『東觀漢記』の足本をうることに非常の熱意をかたむけていることは注目される。范書の三史昇格が開元期のできごととすれば、真備が唐に向けて発つた養老元年（＝唐・開元五年）当時、その情報は本邦にはもたらされていなかったろう。この直前の遣唐使すなわち大宝度の遣唐使が帰朝したのは李賢の名譽恢復以前である。真備が『東觀漢記』の獲得にとめたのは、当時の奈良の学界で認知された三史が『東觀漢記』をくわえた組合せだったためと考えられる。

『東觀漢記』は伝を断つて久しいけれど、その散佚は唐代にはじまるようだ。³⁹高宗の顯慶元年（六五六）に成った『隋書』経籍志に著録される『東觀漢記』の「一百四十三卷」は具本の巻数のごとくだが、『旧唐書』経籍志では「一百二十七卷」とあつて十六篇すくない。旧志は開元年間に成った卅冊『古今書録』を流用したもので、開元当時、秘閣の蔵書はすでに不全本であつたのだ。『新唐書』藝文志ではさらに一卷減つて「一百二十六卷」とある。『東觀漢記』の散佚は、范書の盛行すなわちその三史昇格と表裏していたと思われる。さきの「在唐国多处営求、竟不得其具本」もそのあらわれだろう。

真備が十八年間就学していた開元の世は、李賢の名譽恢復が果たされ、まさに范書が三史にみとめられはじめた時期である。後述のごとく史学にあかるかつた真備がこれを知らないとは考えがたい。在唐時のかれの認識した三史はまず范書をかぞえたメンバーであつたと推測するのが穏当だ。ただ、ややのちの史料になるけれど、『二中歴』卷十一、経史歴の「三史」の項は『史記』『漢書』范書をあげながら、その注で「一云、史記・漢書・東觀漢記（見史記発題、吉備大臣三史櫃入此三史）」⁴⁰という。真備の将来した「三史」が旧説のメンバーであつたとつげる『二中歴』の記載は、よるところがあつた

であろう。これは真備のおびた使命のうちに三史の将来があったからではないか。上記のとおり范書の地位上昇を知らなかったろう時期の日本では、三史の第三は『東觀漢記』であり、真備自身も入唐以前は同様の知識であったと推される。

桃裕行によれば、大学寮における史学の重視、その教科への三史の採用は真備の伝学の結果という。⁽⁴¹⁾文献中にみえる上代学制で学習された三史はひとしく『史記』『漢書』范書であった。紀伝科ともいべき学科のはじまりに、盛唐の史学を熟知していた真備の伝学があったという桃の推断は蓋然性が高い。⁽⁴²⁾このことは、范書の初伝を考えるうえで重要である。真備によるこの伝学こそ、本邦の学界が范書の重要性を認識する契機であったと考えられるからだ。該書の重要性の認知をつける徴証は真備の帰朝以前には見あたらない。

以上を勘案すれば、范書のみならず「三史」の新説の初伝者には天平七年帰朝の真備を擬するのが、最も穏当な比定といふべきである。『書紀』撰上当時、范書は未船載であったと考えるべきだ。この推定は『書紀』の名義問題の解決にも有用な示唆をあたえる。

第一に、論頭でふれた「師説」は『書紀』原題の如何とおそらく無関係であろうとわかる。『書紀』述作者が未船載の范書あるいは范曄の故事を重んじていたとは考えにくい。「師説」を援用した「日本書」原題説は主要な論拠をうしなつた。

第二に、真備による「正史」概念将来の蓋然性が高まった。わたしは拙稿Ⅱで、「正史」概念の将来による現行書名「日本書紀」の成立を説いた。真備による范書の初伝が盛唐史学の将来のもとになされた意味はおおきい。本邦における范書の重視が真備にはじまるだろうことは、かれの習得した史学がまぎれもない盛唐のそれであることをあかしている。盛唐の史学はむろん「正史」を重んずる。

『書紀』の書名と、該書の潤色に利用された類書とに関する私見は、范書の初伝時期の推定によって精確の度合いをくわえたといえる。

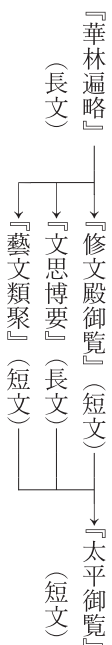
〔註〕

(1) わたしはさきに『書紀』の両問題について、おのおの私見を述べた。書名問題に関する拙稿は、『日本書紀』書名論序説（佛教大学院紀要三五、二〇〇七年、拙稿Ⅰ）、『日本書紀』は「正史」か（鷹陵史学三三、二〇〇七年、拙稿Ⅱ）、類書問題に関する拙稿は、『日本書紀』と六朝の類書（日本中国学会報五九、二〇〇七年、拙稿Ⅲ）、『日本書紀』の潤色に利用された類書について（日本歴史に掲載予定、号数未定、拙稿Ⅳ）の各論文である。本稿では、拙稿ⅠからⅣの略称をもっておのおの指示する。

(2) 小島憲之『上代日本文学与中国文学』上、塙書房、一九六二年、三三六―三四七頁。

(3) 山田英雄「日本書紀即位前紀について」（日本歴史三六八、一九七九年）は小島説を批判し、范書からの引用とされた『書紀』文の実際の出典をば『太平御覧』の藍本たる某類書に引載された『東観漢記』ほかと論じた（九―一〇頁）。山田の論考は表現にやや曖昧な点をおこすけれど、范書直接引用説を批判した数すくない研究である。私は山田の見通しに同意するものであり、本稿は山田の見解に実証性をあたえる試みでもある。小島の意見を承認した研究として、たとえば斎藤静隆「『日本書紀』における『後漢書』の利用について」（東京理科大学紀要（教養編）二六、一九九四年）がある。

(4) 拙稿ⅢとⅣとは、『修文殿御覧』説の不備を指摘し『華林遍略』説を説いている。范書の引用がないとすれば、それは『修文殿御覧』説への反証たりえ、ひるがえって『華林遍略』説の一傍証となる。『華林遍略』から『太平御覧』に終着する類書の系譜および概略については拙稿Ⅳでふれたけれど、詳細は勝村哲也「修文殿御覧天部の復元」山田慶兒編『中国の科学と科学者』京都大学人文科学研究所、一九七八年、同「藝文類聚の条文構成と六朝目録との関連性について」東方学報（京都）六二、一九九〇年などを参照されたい。ここでは各類書の継承関係だけ、おおざっぱに図示しておく。



(一) 内の長文・短文とは類書が簡条する引用文の長さの傾向をいう。みぎのうち現存するのは『藝文類聚』と『太平御覧』のみだが、『修文殿御覧』は条文をそのままに『太平御覧』中にほぼ保存されていることが明らかである。また『藝文類聚』の主藍本には『華林遍略』を推す説が有力である。

(5) 該文は、八世紀後半の大宰府においてさえも「三史正本」の收藏がなかったほど、三史流通の低調をつける。坂上康俊は、大宰府で三史すらそなえられなかった日本の状況は特別でなく、唐でさえもその流通に限られていたと指摘する。坂上「書禁・禁書と法典の将来」九州史学一二九、二〇〇一年、九頁。当時の三史の稀少性は、その船載のいかに難事であったかを傍証しているだろう。

(6) 「三史」の初出はさらに十二年さかのほる。『続日本紀』天平宝字元年（七五七）十一月癸未条所載の勅が、学生のおむべき典籍を列挙したなかに「伝生者三史」の文字がある。桃裕行によれば、「伝生」は「紀伝生」の略称らしい。桃『上代学制の研究 修訂版』桃裕行著作集一、思文閣出版、一九九四年、一四三頁。のちに「紀伝道」の公称をえた紀伝科の流行が、吉備真備の三史将来にはじまること、

ほぼ通解である。盛唐の学風を身につけた真備にとつて三史の第三の書は、まず范書であったはずだ。この「三史」は紀伝科の教科書だから、そのメンバーは真備将来の新知識と同断であつたらう。

(7) 東野治之「『続日本紀』所載の漢文作品——漢籍の利用を中心に」『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年、初出一九七九年。東野論文はさらに、雄略紀二十三年八月丙子条の「民」字と『隋書』卷二、高祖紀下、仁寿四年七月丁未条の「人」字と同様の関係があることを指摘している。雄略紀Ⅱ『隋書』の例は、拙稿Ⅱでとりあげ分析をくわえた。

(8) これらの部分について、中華書局本の校勘記はなにもいわない。百衲本（紹興本）・慶元本を検しても、やはり「人」に作る。

(9) 榎本福寿「日本書紀出典考——対表現をめぐって」（佛教大学研究紀要六五、一九八一年）は、「民」への書紀における統一的な改変「（四三頁）」と解するけれど、『書紀』述作者による改変と断ずる根拠をしめしておらず、したがえない。

(10) 中村裕一「唐代史料にみえる「世民」両字の避諱」『唐代官文書研究』中文出版社、一九九一年、初出一九八五年。

(11) 陳垣『史諱举例』第六十 以為避諱回改而致誤例。

(12) 李賢の本伝（『旧唐書』卷八十六、『新唐書』卷八十二）は、かれが学者をあつめ范書に注をほどこし賞賜のあつたこと、これが秘閣に収蔵されたことをいうが、高宗への献上時期をいわない。ただ、『唐会要』卷三十六、修撰に「儀鳳元年十二月二日、皇太子賢上所注後漢書。初、太子右庶子張太安……同注范曄後漢書。詔付秘書省」とあり、これにしたがえば、李賢注本は儀鳳元年（六七六）末に、すくなくとも一応は成つて献じられたことになる。李賢らが范書への施注をはじめた時期の明白な記載はないけれど、常識的に李賢の立太子（上元二年・六七五）後間もなくのころであつたらうと考えられ、加注作業はわづか一年半の勘定になる。中華書局本范書の「校点説明」が加注作業の期間を「前後只有六年」というのは、加注の開始を李賢立太子の上元二年にみとめ、それが李賢の庶人におとされた調露二年まで継続したと考えるからと思われる。

(13) 漢土における「三史」の各説は、戸川芳郎「四部分類と史籍」『東方学八四、一九九二年、注（3）』に輯成されている。さて、敦煌文献中の『雜鈔』一卷（P二七二一—二七二二）のうち、「何名三史」の問いに『史記』『漢書』『東觀漢記』を答える記事がある。王重民『敦煌古籍叙録』（中華書局、一九七九年、二二五頁）によれば、該本は晩唐の鈔本のごとくで、唐末の辺境にあつては三史の構成はなお旧説であつたようだ。『雜鈔』については、那波利貞「唐鈔本雜抄攷——唐代庶民教育史研究の一資料」『唐代社会文化史研究』創文社、一九七四年、初出一九四二年を参照。

(14) 李賢施注以後にして「民」を避諱しない范書の鈔写が可能な時期がある。それは則天武后の周代で、中村裕一によれば武周時代には「民」は避諱されていない。武后の撰述とされる『樂書要録』卷六、審飛候に『統漢志』卷一、律曆上の文章が引用されている。『樂書要録』に引かれるのが、『東觀漢記』の律曆志ではなく司馬彪『統漢書』の律曆志であることは范書流行のあらわれかもしれない。武周時代に范書の流行がみとめられれば、大宝度の遣唐使が「民」を避けない范書鈔本をもちかえりうる。しかし、李賢は武后によって死にいやられたわけで、その名誉恢復は武后の死後である。この事実を勘案すれば、武周朝下の范書流行は一応限定的に考えておくのが穏当に思われる。さらにすすめて、大宝度の遣唐使による范書舶載をいうには明白な論拠が要る。『樂書要録』の概要および閲覧は羽塚啓明

「楽書要録解説」「校異楽書要録」東洋音楽研究二二―四、一九四〇―四二年によった。

- (15) 六朝から唐の劉知幾にいたるまで、『東觀漢記』への批判的言辭を整理すれば、以下の三点に集約しうる。第一に、一貫性の缺如。『東觀漢記』は複数の執筆者が長期間にわたって書きついで書であるため、記述と体例とに一貫性を缺く憾みがあった。劉知幾の批判をきこう。『史通』忤時篇で、過去の歴史書がすべて一人の手に成ったことを述べたあと、「唯後漢東觀、大集羣儒、著述無主、条章靡立。由是伯度譏其不実、公理以為可焚、張蔡二子糾之於當代、傅范兩家嗤之於後葉。」と記す。李法（字伯度）、仲長統（字公理）、張衡と蔡邕と、みな後漢のひとつである。『東觀漢記』とほぼ同時代にすでに不満の表白があった。これら後漢の四家と傅玄・范曄との貶辭を紹介し、劉氏は『東觀漢記』の体系の缺如を突いている。『東觀漢記』不評の主因は、まずここにあったと思われる。『東觀漢記』の成書の過程は、呉樹平「『東觀漢記』的撰修經過及作者事略」（『秦漢文獻研究』齊魯書社、一九八八年）にくわしい。

第二に、叙述の煩雜。『東觀漢記』の叙述は、修辭の洗練にやや難があるといわねばならない。そのことは夙に指摘があつて、たとえば、『三国志』呉書二十、韋曜伝に「昔班固作漢書、文辭典雅、後劉珍・劉毅等作漢記、遠不及固、叙伝尤劣」とあるのははやい例である。『晋書』卷四十四、華嶠伝には「初、嶠以漢紀煩穢、慨然有改作之意」とあつて、果たして華嶠は光武帝から獻帝にいたる史書『後漢書』九十七卷を撰した。『東觀漢記』の文章の煩瑣が著作の動機とわかる例である。劉知幾は、西晋の史家たる傅玄のことは「其文會不足觀」を引いて『東觀漢記』の蕪雜ぶりを批判している（『史通』覈才篇）。呉樹平は、当時『東觀漢記』にあたえられた一般的評価が「其文會不足觀」の一言に反映しているという（前掲、呉『秦漢文獻研究』二七九頁）。『東觀漢記』は、原史料をおおく引用し、またその修辭を踏襲したままであるうけれど、そのことが「煩穢」の貶辭をまねいたのである。後段に呉による『東觀漢記』と范曄との叙述の比較研究を紹介し煩瑣のさまをみるけれど、『書紀』の出典を決定するうえで、『東觀漢記』の記述が煩雜であること、范曄にくらべてそうであることは重要である。

第三に、記述範囲。『東觀漢記』の記述する範囲が後漢一代の史事をおおっていない点があげられる。『東觀漢記』の本紀は光武帝から靈帝までしかなく獻帝紀を缺く。これにともない、後漢末に活躍し本来たてられるべき人物の伝がない。『東觀漢記』の録する後漢の史事は獻帝時代を缺き、後漢史の全きすがたを語らなかつた。また、その十志も最終的に靈帝朝の蔡邕によつてすべてが定稿をみたのではない模様である。呉樹平「蔡邕撰修的『東觀漢記』十志」（前掲、呉『秦漢文獻研究』）、また同書の二八〇頁を参照。

- (16) 『群書治要』の范曄引用については、石濱純太郎「群書治要の史類」「支那学論攷」全国書房、一九四三年を参照。『群書治要』の概要は、尾崎康「群書治要とその現存本」斯道文庫論集二五、一九九一年が参考になる。

- (17) 神田喜一郎「正史の話」東光二、一九四七年、三九頁。なお、神田の全集中に該論をばにわかに見出せなかつた。未収載であろうか。

- (18) 大曾根章介「川口久雄・奈良正一両氏の『江談證注』を読む」『大曾根章介 日本漢文学論集』三、汲古書院、一九九九年、三六一―三六二頁、初出一九八五年。大江以言の事蹟については、後藤昭雄「大江以言考」『平安朝漢文学論考』補訂版、勉誠出版、二〇〇五年を参照。

- (19) 川口久雄・奈良正一『江談證注』（勉誠社、一九八四年）が、「恐らく「代」は「世」と同じ意味であるから、「代祖」とあつてもセイ

- ソと読むべきだというのである。」(二三三〇頁) というのは説明として充分でない。
- (20) 匡房をふくめ平安人と范書とのかわりは、後藤昭雄「平安朝人は『後漢書』をいかに読んだか——吉川忠夫訓注『後漢書』第一冊を讀んで」文学三一、二〇〇二年に詳述されている。大学寮の講書における范書のとりあつかいについては、古藤真平「三史・『文選』の「准大経」化」国書逸文研究二五、一九九二年を参照。
- (21) 范書以降には、梁・蕭子顯『後漢書』があるがすでに佚している。
- (22) 范書の撰述には『東觀漢記』以外に、晋・華嶠『後漢書』が参照されたというのが通解である。たとえば呉樹平「范曄《後漢書》与華嶠《後漢書》」(前掲、呉『秦漢文献研究』) および同書の四八二頁など参照。ただ、勝村哲也「目錄字」(『アジア歴史研究入門』三、同朋舎出版、一九八三年) は、『太平御覽』に引かれる華嶠の書を范書そのものになうたが通解への疑問を述べた(二〇頁)。もっともその是非は本稿の論旨に関わらない。
- (23) 前掲、呉『秦漢文献研究』に収められた二つの論文「『東觀漢記』的缺陷和諸家後漢書」(主に二八四—二八五頁)、「范曄《後漢書》与『東觀漢記』」。
- (24) 前掲、呉『秦漢文献研究』一三四頁。
- (25) 前掲、呉『秦漢文献研究』二八五—二八六・四六六—四七三頁。
- (26) 前掲、呉『秦漢文献研究』四六九—四七一頁。
- (27) 范書と『東觀漢記』との類似文は枚挙に暇がない。本文中に引用したA、A'はその一例である。それらは、前掲、呉「范曄《後漢書》与『東觀漢記』」に多数蒐集されている。
- (28) 前掲、呉『秦漢文献研究』四六四—四六五頁。さて、范書の安帝紀永初元年(一〇七)冬十月条と同書倭伝とにみえる「倭国」の文字について、范書の古本には「倭面土国」とあったはずとして、現行范書の文字づらを疑問視する理解がなされ行われてきた。西嶋定生は、その通解が根拠のない誤解であることを論証し、あわせて范書の「倭国」云々の記載が范書撰述の主材料であった『東觀漢記』の記事を踏襲したものと推定した。西嶋「倭面土国」出典攷——「倭国」の成立と関連して——『倭国』の出現——東アジア世界のなかの日本』東京大学出版会、一九九九年。初出一九九〇年。西嶋の考証は、范書の表現がおおく『東觀漢記』にもとづくということの傍証たりうる。
- (29) 前掲、小島『上代日本文学と中国文学』上、三四六—三四七頁。小島は『東觀漢記』を引くにあたって、清代に成った二十四卷の輯本(殿本)を使用している。本稿では『東觀漢記校注』を参照しながら佚文の採録源によった。呉本と二十四卷本のあいだには、『太平御覽』など採録源の版本に起因すると思しき小異の存するはあいがあるけれど、本稿の論旨に影響しないので特にことわらなかつた。
- (30) 前掲、小島『上代日本文学と中国文学』上、三九〇—三九五頁。唐・虞世南『北堂書鈔』は宋代に刊刻されず、はじめて上木されたのは明の万曆二十八年(一六〇〇)のことである。該書は隋代の成書と考えられるので、約千年のあいだ鈔本によって伝えられたということになる。当然転写をへるごとに原本の面目はそこなわれたはずで、『北堂書鈔』引載文と『書紀』文との比較は慎重でなければならな

- い。ただし、『北堂書鈔』は「日本国見在書目録」(九世紀末成)に著録されておらず、上代に『北堂書鈔』将来の徵証は皆無であることから、『書紀』撰上当時未船載であったと思われる。『北堂書鈔』刊行の歴史については鈴木啓造の一連の研究、たとえば「北堂書鈔の刊本および写本について」学術研究(地理学・歴史学・社会科学編)二九、一九八〇年などを参照。
- (31) 「是時」と「是歳」との異同。小島のよった殿本は「粟斛三十」を「粟斛錢三十」に作っている。『東觀漢記』明帝紀の佚文を最もままとまっていたのこしているのは、『太平御覽』卷九十一である。呉の輯本も、明帝紀の復元には『太平御覽』の当該文を基礎にしている。そのなかに「錢」字はない。二十四卷本はなによって「錢」字をくわえたのか明白でない。ただ、「錢」字のあったほうが『書紀』の文章にはちかくなる。
- (32) Bは、『太平御覽』『藝文類聚』ともに引かれず、わづかに『太平御覽』卷九十一、皇王部十六、顯宗孝明皇帝所引『東觀漢記』に「会郡県吏、勞賜作樂」とあるのが一致するのみ。しかし、Bも述作者の参照した『太平御覽』の藍本系類書には簡条されてははずだ。『修文殿御覽』条文をほぼそのまま保存する『太平御覽』にBが見当たらないことは、『華林遍略』説にとつて有利である。
- (33) 前掲、小島『上代日本文学与中国文学』上、三三六―三三七頁。
- (34) 現行范書は「數百里」に作るが、『太平御覽』卷二百八十三に引かれる范書のものと思しき同文は「數十里」に作る。『太平御覽』卷三百三十六に「後漢書曰」に引かれる同文では「數百里」に作るけれど、范書に先行する『東觀漢記』も「後漢紀」も「數十里」に作り天武紀も然りだから「數十里」の方がすぐれていると思う。
- (35) 「塵標連雲」を、潘岳「藉田賦」(『文選』卷七)への李善注所引『東觀漢記』は「埃塵連天」に作り、その本文を採用すれば『書紀』の文章により近づくが、范書ほどの類似をしめせないことにはかわりはない。やはり『東觀漢記』を出典に擬することはできない。
- (36) 『日本国見在書目録』正史家に簡条される後漢書は、『東觀漢記』と范書のみで、ほかの後漢書は未船載だったと思われる。したがって、范書該文と同文を有していたかもしれない他の後漢書からの引用はありえない。
- (37) 『東觀漢記校注』が①の復元に参照した李善注所引『東觀漢記』も原典ではなく類書からの転引の可能性がある。岡村繁『文選の研究』岩波書店、一九九九年、三〇三―三〇四・三〇六頁参照。
- (38) これは唐の「集賢院」であろうか。本邦上代に「集賢院」の存したか否かを、わたしは知らない。唐朝のそれについては、池田温「盛唐之集賢院」北海道大学文学部紀要一九―二、一九七一年を参照。
- (39) 呉樹平「《東觀漢記》の流伝」(前掲、呉「秦漢文献研究」)が、『東觀漢記』の散佚する経過を詳述している。さて、宋以後、『東觀漢記』の伝世はまれになるけれど、宋・邵博「邵氏聞見後録」卷九に「神宗惡後漢書范曄姓名、欲更修之。求東觀漢記、久之不得。後高麗以其本附医官某人来上、神宗已厭代矣」とある。神宗が欲してとうとう得られなかった『東觀漢記』を高麗がたえていた事実を知る。高麗の伝存本は、ふるく朝鮮半島にわたった本にもとづくのだろう。真備以前の奈良の学界が『東觀漢記』を重視したのは、直接には朝鮮半島なかんづく百済の学藝の影響ではなからうか。六朝時代、学藝の中心は南朝であったが、百済が中国南朝と密接な交渉を有していたことには多くの証拠がある。たとえば、門田誠一「百済と魏晋南北朝時代の中国との交渉——中国製・中国系考古資料の吟味」『古代

東アジア地域相の考古学的研究』学生社、二〇〇六年、初出二〇〇三年を参照。百済と日本（倭）とのふかい関わりはいうまでもない。詳述する餘裕をもたないが、真備以前の本邦学藝は中国からの直接的影響は比較的うすく、中国南朝を模した百済文化の影響が濃いのではないかという見通しをわたしは持っている。

(40) 『二中歴』『書史卷数』の項にも「又除（後？）漢書、加東觀漢記、為三史類歟」の注文がある。『拾芥抄』卷上、經史部の「已上謂之三史」の割注「或説、史記・漢書・東觀漢記謂三史、見史記發題也、吉備大臣三史櫃入此三史云々」の記事は、『二中歴』と同じい。『明文抄』文事部の「三史」の項にも「史記・漢書・東觀漢記。……又吉備大臣三史櫃如此云々」と注記される。

(41) 前掲、桃『上代学制の研究 修訂版』一四一―一四三頁。

(42) 久木幸男『日本古代学校の研究』（玉川大学出版部、一九九〇年、一〇二―一〇四頁）と古藤真平「文章科と紀伝道」（古代学研究所研究紀要三、一九九三年、二一―三頁）とは、真備の導入した「三史」をば、范書ではなく『東觀漢記』をメンバーにするものとして、桃の推定を否定する。その論拠は二つ、一つはさきに引いた『日本国見在書目録』双行注ほか明かす真備の『東觀漢記』船載、もう一つは『二中歴』ほかの「吉備大臣三史櫃」中の一書が『東觀漢記』であるという注記、特に後者である。真備が『東觀漢記』をもちかえったことは明証があるわけで疑問の餘地はない。しかし真備の認識した「三史」の一が、范書ではなくただ『東觀漢記』のみであったと断ずるのは早計といふべきである。「吉備大臣三史櫃」が『東觀漢記』を収めたことは無視できないが、真備のみとめる三史から范書を排除する論拠にならない。真備は入唐にあたり『東觀漢記』をくわえた「三史」将来を命ぜられた可能性があり、「吉備大臣三史櫃」云々はそれがただ反映されただけかもしれない。そもそも盛唐の史学をまなんで三史の一に范書を認識しないのは不自然だ。私見では真備は三史の両説またそれについての経緯を熟知していたと思われる。留学中の真備の修学なかんづく真備が初回在唐時、目録学にくわしい趙玄黙についたことは注目される。これについては、拙稿Ⅱの三八頁を参照。また古藤「文章科と紀伝道」は、文章科設置以前すでに史書、それも范書をふくんだ三史が学ばれていたと推定している（二一―三頁）。神龜五年（七二八）、大学寮に文章博士一人がおかれ、天平二年（七三〇）「文章生二十人」とその定員がさだまった（「文章生」の初例）。ここに文章科といふべき独立した学科がはじまるのだが、古藤の推論は小島憲之の出版研究を無批判に受け容れ援用したものでしたがえない。本稿の考証によって、天平七年の真備帰朝以前の范書船載の徴証は一切消滅したといふべきである。

追記 みぎ小論を入稿したのち、小林岳「章懷太子李賢と二つの墓誌」（東方三三三、二〇〇八年一月）が出た。小林は、七〇六年と七一一年とに作成された李賢の二つの墓誌にみえる異同をとりあげる。前者のつくられた当時、反唐室勢力（武韋派）はいまだおとろえておらず、誌文にも李賢の復権を歓迎しないかれらの存在がうかがえるという。武韋派の一掃されたのちに成った後者にその風がないのは、李賢の復権が果たされたことのあらわれと推定する。范書の三史昇格を玄宗朝の創始にみる私見と、小林の推断とは矛盾なく聯絡する。